

定山溪観光魅力アップ構想検討会議設置要綱

(平成 25 年 10 月 4 日観光文化局長決裁)

(目的)

第 1 条 (仮称) 定山溪魅力アップ構想の策定にあたり、幅広い市民の意見と各分野の専門的な見識を反映させ、より有効性の高い構想を策定することを目的として、定山溪観光魅力アップ構想検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(組織等)

第 2 条 検討会議は、12 名以内の委員で組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充できることとし、任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 4 条 検討会議の事務局を、札幌市観光文化局観光コンベンション部観光企画課に置く。

2 事務局には事務局長を置き、観光文化局観光コンベンション部長をもって充てる。

3 事務局長に事故のあるときは、あらかじめ事務局長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、事務局長が召集する。

2 会議は公開とし、会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、事務局長は会議を非公開とし、会議録も非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第 6 条 事務局長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第 7 条 委員に対して、会議 1 回の出席につき謝礼として 1 2, 5 0 0 円を支給する。

(専門部会)

第 8 条 事務局長は、専門的な事項を検討するため、専門部会(以下、「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に参加する者は、事務局長が指名する。

3 部会で検討された事項については、会議において提案することができる。

(補足)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、事務局長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 25 年 10 月 4 日から施行する。